



マイナンバーを利用する手続きで 本人確認が必要となります

平成28年1月以降、税、医療保険、雇用保険等の社会保険の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。マイナンバーを利用する手続きにおいて申請等を行う際は、本人確認書類等を窓口等で提示する必要があります。ご理解、ご協力をお願いします。

本人確認の際に必要な書類

身元確認

(手続きを行っている方が番号の正しい持ち主であるかどうかの確認)

- 運転免許証
 - パスポート
- 等の中から1点

※公的医療保険の被保険者証、年金手帳等の中から2点でも可

+

番号確認

(12桁のマイナンバーが正しい番号であるかどうかの確認)

- 通知カード
 - マイナンバーが記載された住民票の写し
 - マイナンバーが記載された住民票事項証明書
- の中から1点

※通知カードは11月から発送を順次行っていますが、お手元に通知カードが届いていない方は、戸籍住民課までお問い合わせください

個人番号カードがあれば、1枚で身元確認と番号確認の両方が可能です。



個人番号カードの取得は申請が必要です。希望する方は、マイナンバーの通知カードに同封している「個人番号カード交付申請書」に必要事項を明記のうえ、郵送または個人番号カード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) から申請の手続きをしてください。

個人番号カードは公的身分証明書として利用することができるほか、e-Tax等の電子申請や住民票のコンビニ交付等ができるメリットがあります。

代理人の場合

代理人に関する書類

代理権の確認

- 法定代理人の場合…戸籍謄本、その他資格を証明する書類
- 任意代理人の場合…委任状

身元確認

- 個人番号カード
 - 運転免許証
 - パスポート
- 等の中から1点

※公的医療保険の被保険者証、年金手帳等の中から2点でも可

+

本人に関する書類

番号確認

- 個人番号カード (写しでも可)
 - 通知カード (写しでも可)
 - マイナンバーが記載された住民票の写し
 - マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書 (写しでも可)
- の中から1点

問合せ

- 制度全般に関すること
総務企画課 ☎内線 2 1 1 3
- 通知カードおよび個人番号カードに関すること
戸籍住民課 ☎内線 2 3 6 2

国「マイナンバー総合フリーダイヤル」

0120(95)0178

(月)~(金)午前9時30分~午後10時
(土)・(日)・(祝)午前9時30分~午後5時30分
※年末年始を除く

荒川区マイナンバーコールセンター 通知カード等に関する
問い合わせ

0120(01)1712

午前8時30分~午後8時 ※年末年始を除く